

「装置型式指定規則」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところです。

協定の運営委員会である国連欧州経済委員会 (UN/ECE) 自動車基準調和世界フォーラム (WP29) では、新技術の普及等に併せ、必要な協定規則を作成・改訂してきているところであります。

ここで、新たに相互承認（特定の装置について外国政府の認定を受けている場合、我が国において型式指定を受けたものと見なすこと。）を行うために日本が採用を予定している「前面衝突時における乗員の保護に係る協定規則（第 94 号）」及び日本が既に採用している「反射器に係る協定規則（第 3 号）」等 7 規則について平成 18 年 6 月に開催された WP29 の第 139 回会合において、改正案が採択されており、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 19 年 2 月 2 日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、協定規則との整合を図るため、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、「装置型式指定実施要領について」（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）を改正する必要があります。

2. 改正概要

①協定規則の新たな採択に伴う改正

「前面衝突時における乗員の保護に係る協定規則（第 94 号）」が改訂され、その適用対象が整理されたことにより、我が国として当該規則を採用し、オフセット前面衝突時の乗員保護装置を新たに相互承認の対象とすることが可能となりました。

これを踏まえ、装置型式指定規則に定める相互承認の対象となる装置の対象を拡大するため、同規則第 2 条（特定装置の種類）、第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）及び第 6 条（特別な表示）第 3 号様式の改正を行うとともに、装置型式指定実施要領に協定規則に対応する別添を追加します。

②既に採択している協定規則の改正に伴う改正

また、併せて以下の協定規則の改正に伴い、装置型式指定実施要領について協定規則の改訂と同様の改正を行います。

「反射器に係る協定規則（第3号）」

「方向指示器に係る協定規則（第6号）」

「車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯並びに前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第7号）」

「後退灯に係る協定規則（第23号）」

「駐車灯に係る協定規則（第77号）」

「側方灯に係る協定規則（第91号）」

「再帰反射材に係る協定規則（第104号）」

3. スケジュール

公布：平成19年1月中旬 予定

施行：平成19年2月2日（2. ①については、平成19年4月1日（予定））

なお、ECE規則改訂文書(原文)につきましては下記ホームページをご参照ください。

「反射器に係る協定規則(第3号)」

<http://www.unece.org/trans/doc/2006/wp29/ECE-TRANS-WP29-2006-49e.pdf>

「方向指示器に係る協定規則(第6号)」

<http://www.unece.org/trans/doc/2006/wp29/ECE-TRANS-WP29-2006-52e.pdf>

「車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯並びに前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則(第7号)」

<http://www.unece.org/trans/doc/2006/wp29/ECE-TRANS-WP29-2006-53e.pdf>

「後退灯に係る協定規則(第23号)」

<http://www.unece.org/trans/doc/2006/wp29/ECE-TRANS-WP29-2006-54e.pdf>

「駐車灯に係る協定規則(第77号)」

<http://www.unece.org/trans/doc/2006/wp29/ECE-TRANS-WP29-2006-62e.pdf>

「側方灯に係る協定規則(第91号)」

<http://www.unece.org/trans/doc/2006/wp29/ECE-TRANS-WP29-2006-65e.pdf>

「前面衝突時における乗員の保護に係る協定規則(第94号)」

<http://www.unece.org/trans/doc/2006/wp29/ECE-TRANS-WP29-2006-71e.pdf>

「再帰反射材に係る協定規則(第104号)」

<http://www.unece.org/trans/doc/2006/wp29/ECE-TRANS-WP29-2006-66e.pdf>

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところです。

協定の運営委員会である国連欧州経済委員会 (UN/ECE) 自動車基準調和世界フォーラム (WP29) では、新技術の普及等に併せ、必要な協定規則を作成・改訂してきているところであります。

このうち、日本が既に採用している「再帰反射材に係る協定規則（第 104 号）」については、平成 18 年 6 月に開催された WP29 の第 139 回会合において、改正案が採択されており、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 19 年 2 月 2 日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、協定規則との整合を図るため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等を改正する必要があります。

また、その他所要の改正を行います。

2. 改正概要

- (1) 「再帰反射材に係る協定規則（第 104 号）」の改訂に伴う改正
 - ・耐洗浄性について、動力洗浄に係る規定の追加及び接着強度に係る規定の追加に伴う別添 105 別紙 6 の改正
- (2) その他の改正
 - 乗車装置の座席面上の間げきに係る規定の改正
 - ・乗車装置のヘッドクリアランス（前部座席を除く座席の座席面から車室内の天井までの距離）を「800mm 以上」から「750mm 以上」に見直すことに伴う細目告示第 26 条第 1 項第 2 号の改正

3. スケジュール

公布：平成 19 年 1 月中旬 予定

施行：平成 19 年 2 月 2 日

なお、ECE規則改訂文書(原文)につきましては下記ホームページをご参照ください。

「再帰反射材に係る協定規則(第 104 号)」

<http://www.unece.org/trans/doc/2006/wp29/ECE-TRANS-WP29-2006-66e.pdf>